

東寺領伊勢国川合荘の出現と退転

勝山清次

はじめに

研究史上、著名であるにもかかわらず、十分に探求されていない荘園は多い。ここではそのうちの一つ、東寺領伊勢国川合荘をとりあげることにしたい。

川合荘は一般に近くにあった大国荘とあわせて、川合・大国荘といわれる。この両荘は伊勢国の南部、櫛田川の中流域に立地し、数少ない平安期の東寺領のなかでは、丹波国大山荘と並んで重要な位置を占めた荘園である^①。東寺によれば、いずれも官省符によつて認められた官省符荘である。川合荘六六町は延暦二十二年（八〇三）、桓武天皇が屋部王家領を勅施入して成立した寺領で、川合勅旨田とも呼ばれている。一方、大国荘は弘仁三年（八一二）に施入された布施内親王の墾田に由来し、飯野・多気両郡にまたがる荘田は一八五町余に及んでいる^②。

この両荘については以前、関係する平安前・中期の文書の真偽を検討したことがある^③。そこで論じたのは、次の四点である。

- (1) 信用するに足る一〇世紀前半の文書によれば、九世紀前半と一〇世紀前半において、東寺領川合荘の存在は認められない。
- (2) 一〇世紀前半以前の川合荘に関する文書はすべて疑わしいところをもっており、必ずしも信用できるものではない。つまりこの時期

の東寺領川合荘の存在を裏づける確かな公験はない。

- (3) この二点から、一〇世紀以前において東寺領川合荘なる荘園は存在しなかったとみなされる。

- (4) 川合荘は、九世紀において大国荘田の変動が著しかったという事実をもとに、承保二年（一〇七五）前後に大国荘の分身として創作されたと考えられる。また関連する偽文書の作成も時を同じくしていると思われる。

ここから、川合荘が新たに創作された荘園であるという指摘をもとに、その出現と支配のあり方を捉えなおすことが課題となるが、新しい論点の提起が容易でなかったこともあり、これまで取り組んでこなかった。ところが最近、東寺百合文書に含まれる川合荘関係の新出文書^④を検討する機会があり、改めて挑戦することにした次第である。中世荘園形成期における寺領支配の様相の一端を明らかにできれば幸いである。

一 東寺領川合荘の出現

東寺による寺領再建の動きからみていきたい。

東寺が寺領経営に積極的でなかった一一世紀の間に、大国荘の所在地域において、諸寺や人々による領田の形成が進んだ。寺領の再建を図る

東寺政所が直面しなければならなかったのはそのような事態であった。治暦四年（一〇六八）二月二十八日大國莊司解^⑤は東寺に対し、伊勢神宮の祭主に公験を見せて、寺の領有を認める公判を出してもらったうえで、神宮檢非違使に命じて、成願寺などの寺院と有高・有任以下の諸人による押領を停止してもらうように要求している。一一世紀後半ではこれ以降、関連文書が残されており、この時期に寺領再建の動きが始まったとみられる。

この時、訴えられている寺院のなかに成願寺もはいつているので、のちに川合莊とみなされる莊田も訴えの対象になっていたと考えられる。しかし東寺はあくまでも大國莊田と主張して、再建を図っている。この文書ではもう一つ、「稲木大夫」の名がみえることも注目される。この人物は前上司の外孫で、莊園の公験を継承している現地の関係者として出てくるが、「稲木大夫」といえば、のちの文書では荒木田延能をさす。しかし延能は天喜四年（一〇五六）の生まれで、この時点ではまだ少年であるので、この人物は延能とはみなされない。父の延隆か、もしくはその世代の親族であろう^⑥。それはともかく、この一族が延能の前の世代から、東寺領田と関わりをもっていたことが分かる。

この莊司の訴えは祭主まで届けられ、この後、寺使と神宮檢非違使が東寺と領主たちにそれぞれの公験を出させて対決させようとしたが、一人の論者も現れず、文書の付き合わせも実現しなかった。また使者として現地に下った神宮檢非違使の守親と多氣郡司は領主たちの誘いにのり、公正さを欠いたといわれている^⑦。

祭主への働きかけにもかかわらず、寺領再建の成果はなかなかあがらなかったようで、承保二年（一〇七五）春に至り、東寺長者の信覚は上座円順を現地に派遣、「大國庄長任執行別当」として莊務を行わせた^⑧。円順が選任されるにあたっては、当時の祭主大中臣輔経と「師檀」の関係に

あったことが考慮されたのであろう。下向した円順は、それまでと同様大國莊の再建を図るばかりでなく、新たに桓武天皇の勅施入と称する川合莊六六町を前面に立て、寺領の獲得に乗りだした。ちなみに一一世紀以降の文書のなかで、川合の莊名がみえるのはこの時期からである^⑨。

公験上、大國莊内、あるいは川合莊内と称するにせよ、それらの寺領には東寺にとってまだ支配の実現していない土地が含まれており、当時諸寺や人々の領有するところの所領となっていた。承保三年十一月二十三日東寺莊司等解^⑩によると、具体的に獲得がめざされたのは成願寺領一五町、土田・川原御園、為任領三段、釈尊寺領一町三段、信通権禰宜領二町五段余と範任等所領であり、東寺はこれらの領主に対して、寺領であることを主張しなければならなかった。このうち、少なくとも成願寺領一五町は川合莊六六町の莊内であったとみられる。

円順は在地で精力的に活動しただけでなく、京都への働きかけも積極的に行っている。それを示すかのように、承保三年十一月には同じ二十三日付で二つの文書が出されている。一つは先にも触れたが、大國莊下司寂安らが「東寺御庄司」の名で東寺政所宛に出したもので、長者の御室信覚を通じて奏聞するとともに、祭主に事情を話し、諸寺・諸人による大國・川合両莊田の押領を停止するように求めている。今一つは、御室信覚下文で、東寺の訴えをうけて、大國・川合両莊の田堵に対し、祭主使・寺家使と各の文書と寺家公験を照合するとともに、所当地子物を弁進するように命じている^⑪。この後、翌四年四月には祭主の輔経は檢非違使奉資と郡司に寺家使とともに相論となつている田地の所屬を尋ね、言上するように命じる下文を出している^⑫。

こうした円順の活発な動きにもかかわらず、寺領の再建は容易ではなかったが、ようやく永保元年（一〇八一）に至り、新たな展開がみられるようになる。この年の八月二十三日、莊長執行別当円順と莊檢校大中

臣安元は「東寺御領大国庄司」の名で二ヶ条の訴えを直接、祭主大中臣頼宣になした^⑬。このうち一条目は大国荘田に関するもので、一四条三大分里等に所在する荘田を人々や神民が押領し、お互いの公験の照合にも応じないと訴えている。また二条目では、川合勅旨田六六町のうち、一五条三岡前里等に所在する熟田一五町が押領されていると主張している。これをうけ祭主は、この莊司解の袖に檢非違使奉成宛の指示を記し、実正道理に任せて弁え定め、言上するように命じている。この二ヶ条のうち、少なくとも川合荘田に関しては、伊勢神宮の禰宜たちが「依^レ有^二東寺公験理^一、川合庄勘返」と述べているように、まもなく東寺の主張が認められる。十一月に成願寺が多気郡一五条三岡前里内の寺家所領について、「今年始東寺大国御庄使成^二是妨^一」と非難していることもこれを裏づけるものである^⑭。ようやく東寺の念願がかない、公験上の存在にすぎなかった川合荘がその姿を現したのである。東寺領川合荘の出現である。

二 川合荘支配の様相

祭主によって、川合荘の領有を認められたとはいえ、それはそのまま東寺の支配を保証するものではなかった。新たに東寺は支配の実質化を図らなければならなかった。

東寺の主張によれば、川合荘の本田は六六町、桓武天皇の勅施入をうけて立てられたとされる。承和十二年九月十日民部省符案^⑮によると、荘田は多気・飯野両郡にわたる二〇余里に所在している。表1にその里名を記した。

荘田全体は六六町であったものの、一一世紀後半のこの時期、東寺が成願寺等によって妨げられていると強調していたのは、「本田六十六町之内見熟十五町^⑯」、あるいは「三疋田・四疋田・五相可・二判田・六山田・

東寺領伊勢国川合荘の出現と退転

表1 川合荘田の所在地

所在条里	相論地熟田 15 町の所在里と坪付	関係する現存地名
多気郡 13 条 1 川原里		多気町西池上に岡崎 多気町に井之内林 多気町に三疋田 多気町に四疋田 多気町に相可
15 条 3 岡前里	○ 13, 22, 24, 25	
2 幡 里	○	
16 条 9 岡前里		
2 井内里	○ 13	
3 疋田里	○ 4	
4 疋田里	○ 4, 27, 34	
5 相可里	○ 11	
6 山田里	○ 3, 10	
17 条 2 判田里	○ 18, 30	
4 条 1 速田里		
西里外		
5 条 1 川原里		
西里外		
6 条 2 贄田里		
8 条 10 山田里		
2 池上里		
9 条 1 山田里		
12 条 2 川田里		
飯野郡 4 条 高幡里		
5 垣辺里		
15 条 4 鎌田里		
伐坂処		

二幡・三岡前里田十五町^⑧と表現されている田地であり、これらが実質的な領有の対象となっていた荘田であった。なお、これらの荘田が所在する里名も判明する坪付とともに、表1に記した。また参考までに現存する関係地名ものせてある。これによれば、支配の対象となっていた荘田は櫛田川の中流域に散在していたことが分かる。

主張が認められたあと、これらの荘田に対して、寺領化の営みが本格化する。それを裏づけるかのように、この年、永保元年（二〇八一）十一月、成願寺は祭主大中臣頼宣に牒を出し、貞観五年（八六三）九月三日に認定された官省符田である寺家所領多気郡一五条三岡前里内の五町が、今年をはじめ東寺大國荘使によって妨げをなされたと訴えている^⑨。また翌二年正月には、東寺政所下文が出され、川合荘全体をさすとみられる「本田庄」の下司にとりたてた高山頼友らに対し、三岡前里一三坪をはじめめとする五〇余坪の昨年の地子物を徴進するよう命じるとともに、地子を弁進しないものには荘田を充てがわれないと指示している^⑩。東寺が寺領として認められた荘田を確保しつつ、下司を補任して、新しく支配に乗りだしていることを示すものである。

さらにこの年、永保二年の八月には、新たに成願寺領の荘司であった物部頼季を一五町分の下司に補任している。「件東寺川合庄司、以永保二年一依^⑪所望^⑫、從^⑬庄政所^⑭下司職令^⑮任事已了^⑯」とあり、また頼季が川合庄司職に補任されるために、八月十六日付で鼠毛父馬一疋を東寺側に進めているので、この後まもなくして補任されたとみられる。関連史料には庄司、預職とも表現されているが、より限定された地位を表す下司が妥当であろう。

この間に荘田を請け負う田堵の入れ替えも図られている。さきにあげた東寺政所下文にも地子を納めないものには荘田を充てがわれないという方針が打ちだされていたが、実際にも入れ替えが実行されている。次に

あげる多気郡相可郷四疋田里三四坪一町の事例がそれにあてはまる。

而件得光作田者、故正少副御作手也、依^⑰官物難濟^⑱、以^⑲永保元年^⑳、内蔵松行從^㉑庄政所^㉒充行後、以^㉓永保二年^㉔、得光充行令^㉕耕作^㉖之後、及^㉗三ヶ年^㉘、上司進^㉙退庄田^㉚、

この荘田はもともと「正少副」なる人物が作手をもち、耕作していたが、永保元年に官物を納めなかったため取りあげられ、内蔵松行に充てがわれた。そして翌二年にはさらに大中臣得光に与えられている。こうした入れ替えがなされる一方で、旧来の作田が変更なく請け負われるばあいもあった。たとえば荒木田延能には一五条三岡前里などの三町がそのまま充てがわれている^㉛。

荘田には官物とともに町別六斗の町別米が賦課されたが、応徳元年（一〇八四）八月二十日の町別米未進結解^㉜は田堵らの負担額を記しており、ここから永保三年において、荘田を請け負った田堵の名前とその面積が判明する。表2にそれを示した。表にあるように、田堵の総数は一〇人

表2 田堵名と請作面積

田堵名	負担町別米	請作面積
僧勝源	6斗	1町
季貞	6斗	1町
庄司頼季	6斗	1町
高吉	1石8斗	3町
伴大夫	6斗	1町
得光	6斗	1町
頼友	6斗	1町
為元	6斗	1町
安忠	6斗	1町
稲木大夫(延能)	1石8斗	3町

である。一町を請け負うものが圧倒的に多く、八人。これに対し、三町は二人にすぎない。田数は町単位になっている。荘田の所在坪が判明する事例を見ると、物部頼季が六山田里三坪の一町、荒木田延能が三岡前里一三坪、二二坪、二三坪の三町をそれぞれ請け負っている。したがって一町が単位になっているのは、坪ごとに請け負いがなされたためであると考えられる。そこには東寺による何らかの規制が働いていたと考えられ、これらの面積はそのまま田堵の経営規模を示すものではない。ただ三町を請け負う二人のばあい、荘田の所在地において、以前から作手と呼ばれる権利を有する田地を広く所有していたことが、請け負い面積の差異が生じる背景にあるとみられる。川合荘関係の史料をみると、請作する荘田に対して田堵がもともっていた権利が作手と表現されており、「五代相伝作手」ともあるように、この時期相伝可能な権利とみなされている。したがってこの作手もこれまでの研究が明らかにしているように、下級所有権とみなすべきであろう。

次に改めて、荘田に対する賦課をみる。「兼又頼季為三下司、毎年官物致^②未進^③、町別米乍^④納、不^⑤庄政所運送^⑥」とあるように、荘田に課されたのは官物と町別米である。官物は「一疋季貞上 名田一町」とみえ、町別に八丈絹一疋の負担である。年貢ともいわれており、主に八丈絹や四丈絹で納められた。返抄の日付をみると、八月から収納が本格化したようである。一方、町別米は「町別二反代六斗」とあるように、一町あたり六斗となっている。^⑦ 粮米ともいわれ、佃が設定される代わりの賦課であったとみられる。米や粃でも納められているが、返抄類をみる限り、しばしば四丈絹でも進納されており、^⑧ 品目では官物との間に大きな違いはない。

官物に関しては、応徳元年三月に下司から前年分の八丈絹が一三疋納入されているので、^⑨ 進納状況は一応、永保三年まで順調に推移していた

とみられる。一方、町別米の方はすでに永保元年から未進があり、永保三年では全体八石四斗のうち、見納は一石二斗七升にすぎず、残りは翌応徳元年八月の段階でも未進となっている。^⑩ とてもスムーズに収納が行われていたとはいえないだろう。さらに応徳二年に至ると、状況は悪化し、未進は官物にも及ぶようになる。^⑪ 荘支配の危機が確実に到来しつつあったのである。

三 田堵荒木田延能の反抗

応徳二年（一〇八五）の危機は、川合荘が寺領として認められてからもなくしておこっている。東寺が寺領支配の樹立に失敗したことを意味している。そこで次に、田堵の荒木田延能と下司の物部頼季の行動を通じて、その要因を探っていきたい。

まずは延能から。彼は「太神宮権禰宜従五位下荒木田延能」、あるいは「稻木大夫延能神主」とあるように、斎宮近くの稻木村に本拠を構える五位の権禰宜である。今問題にしている永保・応徳年間には権禰宜で、大物忌という神職についているが、^⑫ 長治元年（一一〇四）には「労積」によって禰宜に補任されている。祖父も父もともに禰宜になっていないので、これは違例の昇進といえるべきであり、本来この家は権禰宜止まりの家系であったと考えられる。その一方、在地では子の延明が稻木村の刀禰となっており、この一族は村落の有力者である刀禰クラスに属していたとみられる。

川合荘との関わりでは、延能は応徳元年まで毎年、荘田三町を請け負っている。これは東寺領となる前からである。請作田は三岡前里一三坪、二二坪、二三坪にそれぞれ一町ずつ所在したが、村でいえば池部村にあたる。^⑬ ところがこの年の秋以降、東寺側によると官物を未進するにいた

る。ただ町別米は未進が重なっていたが、十一月に二ヶ年分を納めている。^④この官物の未進に対し、莊司の円順は翌二年の四月にいたり、これまでとは異なり、一町の請作しか認めないという強硬策をとる。^⑤二町に關しては、その作手を否定したのである。

これをうけて延能もすぐさま行動をおこす。まず直接東寺に申しでて、もとのように三町を延能に充てがうよう命じる下文を出させる一方で、四月二十八日にはもとの作田で他人が下種したあと、重ねて押蒔した。五月十四日、円順はこれを祭主に訴え、祭主から検非違使俊晴と在地刀禰に濫吹の企てを停止させる命令が下されている。このあと、延能も祭主に本寺下文を副えて、莊司円順が相伝の莊田三町の耕作を妨げていると告げ、同じ検非違使俊晴が本寺下文に従い、莊田三町を延能に充てがうよう命じられている。この二つの命令をうけて、俊晴は延能に返事を送り、事情を説明して解決を図るから、六月六日に莊の現地に来るように求めた。^⑥

ところが当の六日、現地で突発的な事件がおこる。舞台となったのは三岡前里一三坪一町内五段の莊田である。延能に代わって田地を充てがわれた人物が「田汁」を作り置き、田植えの準備をしていたところ、延能の従類三〇余人が突然やってきて、無理矢理田植えを始めた。そればかりか、莊側の制止にもかかわらず、従類たちは本寺使の頭を打ち破るといって乱行に及んだのである。このとき、従類を率いていたのは延能の目代で後見人である吉友・諸枝というものである。^⑦

検非違使の俊晴が現地に到着したのはこの衝突のあとであった。莊側から事情を聞いた俊晴は改めて後見の吉友を莊に呼び出し、次のように告知した。かの神主の目代が請け負っているのは作田三町のうち、一町のみで、残る二町は他人に充てがわれた、その田にどうして恣に田植えをするのか、神主が下向して進未結解を行い、その結果官物の未済がな

いということになれば、残る二町も請け負ったらいではないかと。これに対して、吉友は①官物は毎年、下司に弁済しており、全く未進はない、②作田三町のうち、一町のみ認められて、残る二町が他人に充てがわれたのは承知できない、③争いになって田については、制止に従って、田植えをしないで「田人等」を帰らせる、と答えた。これで一旦、ことは収まったかのようにみえたが、その三日後、今度は吉友らは伊勢神宮の両機殿の機子らを請い、その権威を利用して、なお田植えを強行しようとする姿勢をみせたという。^⑧

ここでこれまでの経過のなかで注目される点をまとめておこう。まず第一に、莊司円順は田堵の官物未納を理由にして、強硬に請作の否認を行っている。相伝であるとはいえ、官物を納めなかつたばあい、請作の拒否により、作手は否定されることもあったのである。しかも莊司はそれを一年の官物未納でも強行している。第二に、この請作の否認に対し、田堵である延能はとりあげられた莊田において田植えを強行するなど、実力行使でもって抵抗している。作手が相伝可能な権利となっていただけに、その突然の否定はいつでも何らかの形で強い抵抗を招いたと考えられる。この請作否認の強行に対する田堵側の強い抵抗が、在地に混乱をもたらし、莊司による支配を動揺させるものであったことはいまでもなからう。

さて、延能側は少なくとも九日まで強硬な態度をとっていたが、その後その姿勢を改め、莊司側と妥協が成立した。六月二十二日の延能解がそれを示している。^⑨その内容は大きく、①川合莊田一町五段の官物について、前下司物部頼季は成願寺領田とみなして返抄を放ち、莊政所に絹米を納めていないので、莊司がそれを返抄として認められないと拒否し、延能に未済があるというのは尤もである、②くだんの一町五段については、先日播殖したが、莊司の主張に道理があるので、今年の作ばかりは

川合荘に避け進める、③この一町五段は五代相伝の作田であるので、明年よりはもとのごとく充てがわれるべきである、④一町五段の官物は延能が納めたにもかかわらず、頼季が荘司に進納しなかったものであるので、頼季に弁済させることにしたい、の四点に分けられる。短期間のうちにこうした折り合いがついたのは、延能側の官物未納が頼季の非法によるものであることが明確になり、請作回復の見通しがたったからであろう。

さらに延能は八月二十七日付けで東寺に解状を出し、ある要求をしている。⑤この新出文書の延能解は虫喰いが多く、正確に内容を読みとるのは困難であるが、その訴えは次のようなものである。下司の物部頼季の謀計によって、昨年の官物が未納とみなされたため、今年延能は荘田一町五段の請作を認められず、一旦播殖した作田も放棄せざるをえなかった。その結果、この作田は収穫できなくなってしまった。その分を弁済させるために、頼季に一町五段分の獲稲七五〇束を返進させることを認めて欲しい、というものである。

このように延能の反抗は妥協が図られ、収まったものの、ほぼ時期を同じくして公然化した下司物部頼季の敵対的な行動はより深刻な影響を東寺の支配に及ぼした。次に頼季の動きを追ってみた。

四 下司物部頼季の敵対

頼季はこの時期、一貫して神宮検非違使であり、川合荘下司に任じられる前は成願寺領の荘司であった。⑥この二つの地位から判断して、川合荘田の所在地近辺に本拠をもつ、伝統的な在地の有力者であったとみられる。頼季が川合荘の下司に補任されたのは永保二年（一〇八二）八月ころで、東寺に荘の領有が認められた翌年のことである。

下司としては、官物と町別米の収納にあたっていたことが分かる。関連する文書を見ると、官物等を受けとったときに出来る請取では永保三年のものが二通残っている。⑦また進未沙汰を示す結解も作成しており、永保三年度のものが官物と町別米でそれぞれ一通残されている。このほか、「為_二円順_一皆悉押_二取成願寺領_一者、是又無実也、但東寺田十五町之外、庄司頼季件残地子可_レ納之由、度度雖_二訴申_一、円順敢不_二承引_一矣」とあるように、成願寺領の取り込みを庄司円順に進言したこともあったようである。このように下司として活動するとともに、田堵としても一六条六山田里一町の荘田を請作している。⑧

応徳元年（一〇八四）八月に町別米結解を作成しており、この時期まで下司として東寺に忠実であったことは確かである。ところがこの年の冬ごろから、収納した官物を荘政所に納めないなど、反抗する態度をとるにいたる。さらに翌二年になると、敵対的な行動もみせはじめる。たとえば、三月二十七日に充てがわれていない荘田に勝手に札を立てる狼藉を行ったばかりか、翌二十八日には成願寺領川合荘司の名で荘田を書きあげた牒状を多氣郡司に送っている。また四月十九日に荒木田延能が納めた官物の返抄に「成願寺領田三町内」と記したほか、五月十二日には本寺使を凌轢して田植えを強行するまでにいたる。⑨

こうした度重なる敵対的な行動を無視できなくなった荘司の円順は五月十四日、頼季の非法を二点に分けて、祭主に訴えた。一点目は、相可郷四疋田里三四坪の一町の荘田における狼藉である。この田地は永保二年から大中臣得光に充てられてきたが、応徳二年の三月にいたり、頼季が自分の土地だと主張しだし、五月には本寺の下文に背いて寺使快得を凌轢したばかりでなく、田植えの強行までしようとしたというものである。二点目は下司としての非法で、官物を未進しているばかりか、町別米を田堵から収めているにもかかわらず、荘政所に運進しないという

ものである。提訴をうけた祭主は検非違使の新家俊晴と在地刀禰に頼季の耕作を停止し、未進については沙汰させるように命じている。⁵³

その後の経過は六月九日の祭主宛の神宮検非違使新家俊晴解によると、次のようである。五月二十一日に俊晴が頼季に会い、命令を伝えたところ、頼季は、事実にもとづかない返抄は放っていないので、非難される筋合いはない、官物などを荘司に納めたことを示す返抄を持参して、無実を明らかにしたいと答えた。ところがその約束にもかかわらず、その後頼季は催促を無視して、俊晴に会おうともしなかった。こうした経緯を踏まえて俊晴は、頼季は惣返抄をもつておらず、官物と町別米の未進は多いとみられる、よって官物等の進未沙汰をすることはできないと報告している。またこの解状では、頼季は「前下司」と表現されており、提訴のあと下司を解任されたとみられる。

催促にもかかわらず、この後も頼季は参会を拒否し、六月二十五日には俊晴は、頼季が会おうともしない以上、官物結解の沙汰はできないと祭主に解状で報告している。この間、頼季側も祭主に提訴していたようで、宮司庁がことに当たることに決まっていたが、さらにこの俊晴の解状をうけて、祭主は改めて宮司に対し、「随_二対決_一、両方理非、任_二実正道理_一、可_レ言_三上之_二」と命じている。⁵⁴ こうしてこの相論は宮司のもとで争われることになったが、残念ながらその後の経緯は判明しない。

これまでの事実経過からは、頼季が東寺の支配に反抗するにいたった事情は必ずしも明らかにならないが、新出文書のなかにそれを考察する手懸かりを与えてくれる文書があることに気づいた。それは年月日未詳の川合荘司神宮検非違使大中臣頼季解なる文書である。⁵⁵ この解状は年月日のところが虫喰いで読みとれないが、「東寺古文零聚」一に次のような文書がみえる。

一四八
川合ヲ東寺御庄トアル文書モアリ、
川合御荘司大神宮検非違使大中臣頼季云々、
略

応徳二年四月十一日

文書を出した人物とその肩書きが一致するので、これは大中臣頼季解を写したものであることはまず動かないだろう。とすれば、問題の頼季解は応徳二年四月十一日の文書ということになる。まさしく物部頼季の敵対的な行動が公然化した時期にあたる。

次に注意したいのは差出人の「大中臣頼季」という人物である。この人物はこの時期の関連する史料にはみえない。また大中臣氏が神宮検非違使になっている事例もほかになく、異様である。こうした点と川合荘司や神宮検非違使とある肩書き、さらには頼季という名前の一致を併せて考えるならば、この人物は物部頼季が大中臣氏を冒称したものとみて、間違いないだろう。したがってこの文書は物部頼季の出した解状とみなしてよからう。

主要な部分をあげよう。

謹案_二物情_一、田舎作法、荘司偏任_レ心、散_三田在強田堵_一、則妨_二彼作_一、充他人_レ則_レ進_二二年貢_一、是恒例也、而年貢催使、何任_レ心散田、妨_二荘司名田_一、不_レ令_二耕作_一、請蒙_二恩裁_一、任_二先例_一、被_レ停止名田六町之妨、如_レ本令_二耕作_一之由、給_レ如_二申状_一、偏執_二行荘内_一、仍録_二子細_一、以解、

虫損がひどく、内容を正確に読みとるのは困難であるが、趣旨は使僧の円順による名田耕作の妨げを訴えることにある。「田舎作法」は、荘司がひとえに心に任せて現地にいる田堵（在強田堵）に散田するのが例であるが、使僧は勝手に散田し、荘司の名田を他人に充てがい、耕作させない。先例に任せて、名田六町の妨げを停止し、もとのごとく耕作できるようにしてほしい。ほぼこのように読みとることができよう。

この解状で頼季が異議を申し立てているのは、①現地の荘司による散田を停止した、②使僧の円順が先例を無視して散田し、荘田を他人に充てがった、の二点である。ここに頼季が離反した理由が端的に示されている。このうち一点目の散田の停止はその権限を大きく制約するものがあり、下司が不満を抱いたのも当然であろう。二点目は先例を無視した荘田の充てがいである。頼季によれば、円順はこれまで請け負ってきた名田六町をとりあげ、他人に充てがったという。頼季の田堵としての側面の否定であり、これまた十分に離反の動機となるものである。

このようにここには下司が反抗に走った理由が集約されているが、これらを荘支配の危機をもたらした要因として捉えなおすと、下司特有の事情にとどまる一点目より、田堵の動向に直接結びつく二点目を重視すべきである。これに関しては、さきにあげた荒木田延能側の田植えの強行も請作の拒否に発していたことを想起すべきであろう。請作の変更は「故正少副」なる人物、内蔵松行、延能、頼季の四例しか知られていないが、このなかに下司や有力な田堵が含まれていることを踏まえるならば、それは例外的な措置ではなく、円順によって官物の未進などをきっかけにごく普通に行われたのであろう。先述したように、この段階では請作の前提ともなる田地に対する権利は作手と呼ばれ、相伝可能な下級所有権となっていた。荘田に対する権利は強化されていたのであり、その否定が田堵らの強い反発を招くものであったことはいうまでもなからう。この先例を無視した荘田の充てがいは田堵らの田地に対する権利を否定するだけでなく、彼らによって形成されていた在地の秩序を乱すものもあり、これこそ田堵らの離反、ひいては荘支配樹立の失敗のもっとも大きな要因であったとみるべきであろう。そしてこの失敗がそのまま荘の退転につながっていったのである。

おわりに

物部頼季の離反とほぼ時を同じくして、成願寺も新たな行動をおこす。まず応徳元年（一〇八四）十月には川合荘田一七町三段余の掠領を東寺長者仁和寺御室に訴え、さらに翌二年六月になると、今度は太政官に東寺による押領を提訴する。そして十一月にはこの訴状をうけて、東寺に官宣旨が下され、相論は太政官を舞台にして争われることになる^⑧。この訴訟については前稿で、経過と双方の主張を詳しくとりあげたので、ここではその内容に立ちいることは避けたい。

この相論においては成願寺・東寺ともそれぞれ証拠の公験を提出し、それにもとづき、真つ向から対立する主張を展開したため、太政官では理非の判断を明法家に求め、その勘文が複数出されている。現存するのは寛治七年（一〇九三）から康和二年（一一〇〇）にかけての六通であり、少なくとも康和二年まで延々と相論が続いていたことが分かる^⑨。しかし裁許状は残されておらず、結末は判明しない。ただ、それぞれの主張の内容に立ちいった勘文では成願寺側に立つ勘文が優勢であること、またもし東寺の主張を認める裁許が下されていたならば、東寺は退転後も再建の行動をおこすとみられるが、その形跡もないこと、こういった点を踏まえるならば、東寺に有利な裁定が下されなかった可能性が高いであろう。そしてそれを裏づけるかのように、これ以降、川合荘支配に関する文書がみえなくなる。東寺は相論において、勝利をうる事ができなかったのであり、これも荘支配樹立の失敗とともに、川合荘退転の有力な要因とみなされるであろう。

一一世紀中葉から一二世紀初めにかけて、古代以来の荘園がしばしば再建され、中世的な領域型荘園に転成する。大国荘再建の過程で創作された川合荘は、支配の確立がめざされたものの成功しなかった点で、さ

- ③⑥ 応徳二年六月六日大國莊政所日記、東寺百合文書せ函古文書5、『平安遺文』一二三八号。
- ③⑦ 『皇太神宮禰宜補任次第』荒木田延能の項、『神道大系』神宮編五。
- ③⑧ 保安三年三月十一日大國莊專当菅原武道解、東寺百合文書里函4、『平安遺文』一九六〇号。
- ③⑨ 注⑳文書。
- ④① 応徳元年十一月五日大國莊政所返抄案、東寺百合文書な函1、『平安遺文』一二二〇号。
- ④② 応徳二年四月二十日權禰宜荒木田延能請文、東寺百合文書な函1、『平安遺文』一二三二号、応徳二年五月十四日大國莊司円順解、東寺百合文書せ函古文書5、『平安遺文』一二三七号。
- ④③ 注㉑文書。
- ④④ 注㉒文書。
- ④⑤ 応徳二年六月二十二日權禰宜荒木田延能解、東寺百合文書せ函古文書5、『平安遺文』一二四〇号。
- ④⑥ 応徳二年八月二十七日權禰宜荒木田延能解、東寺百合文書コ函88。
- ④⑦ 注㉓文書。
- ④⑧ 永保三年五月二日と同三年七月二十九日の川合莊司物部頼季絹請取、東寺百合文書コ函88。
- ④⑨ 注㉔、㉕文書。
- ⑤① 永保二年八月十六日神宮檢非違使物部頼季解、教主護國寺文書10、『平安遺文』一一九四号。
- ⑤② 注㉖文書、応徳二年六月二十五日神宮檢非違使新家俊晴解、東寺百合文書な函1、『平安遺文』一二四二号、承徳三年八月二十八日中原資清勘文案、東寺文書無号2、『平安遺文』一四〇七号。
- ⑤③ 注㉗文書。
- ⑤④ 注㉘文書。
- ⑤⑤ 応徳二年六月二十五日神宮檢非違使新家俊晴解、東寺百合文書な函1、『平安遺文』一二四二号。
- ⑤⑥ 東寺百合文書コ函88。
- ⑤⑦ 注㉙文書、応徳二年五月十四日川合大國莊司円順解、東寺百合文書せ函古文書5、『平安遺文』一二三七号。
- ⑤⑧ 応徳元年十月二十八日成願寺僧觀範解、東寺百合文書里函2、『平安遺文』一二一九号。
- ⑤⑨ 応徳三年七月日東寺川合莊文書進官目錄案、東寺百合文書二函3、『平安遺文』一二四九号。
- ⑥① 寛治七年七月二十日惟宗国任勘文案、東寺百合文書ほ函2、『平安遺文』一三八号、承徳三年八月二十八日中原資清勘文案、東寺文書無号2、同一四〇七号、康和元年九月十九日中原資清勘文、東寺百合文書イ函3、同一四一〇号、康和元年閏九月十一日中原範政重勘文案、同イ函1、同一四一二号、康和元年十月十一日中原資清重勘文案、同ト函3、同一四一七号、康和二年七月十六日藤原永実勘文、同ト函231。

(京都大学文学部教授)